

# JR白石駅自由通路清掃業務 仕様書

## 1 業務履行場所及び期間

白石駅自由通路（白石区平和通3丁目北ほか）

延床面積：1,751m<sup>2</sup>

業務期間：令和3年10月1日～令和6年9月30日

## 2 業務内容【IV 1.1.4】～【IV 3.4.5】

- (1) 日常清掃業務作業内容（別表1）
- (2) 定期清掃業務作業内容（別表2）

## 3 施設利用者

JR白石駅 1日当たり：約16,800人（令和元年度調査）

## 4 清掃作業の時間帯

清掃作業は、原則、午前8時30分から午後4時30分とすること。ただし、緊急の場合についてはこの限りではない。又、作業日数は3年間計1,096日

## 5 清掃作業の床面積等

別添図及び数量調書を参照すること。

## 6 安全作業の励行

清掃作業中は、同通路の利用者及びJR旅客等の通行に配慮し、又常に安全な作業を行うこと。特に、朝夕の通勤通学等のラッシュ時間帯には、十分に注意を払い付帯事故の防止に努めること。

## 7 安全作業の徹底

受託者は、常に適正な人員を配置し、業務従事者の安全な作業の確保に努め、指揮監督すること。

## 8 受託者の責任等

受託者は、本業務に係る事故等に対し、一切の責任を負うものとする。

## 9 受託者の報告義務等

業務履行中に於いて、異常事態（事件・事故）等が発生したとき、又は自由通路本体施設等の破損、故障等を発見したときは、速やかに委託者に報告するとともに、状況に応じて適切な措置をとること。

## 10 日常清掃及び定期清掃に係る作業計画書等の提出

### (1) 日常清掃

#### ア 日常清掃作業計画書及び日常清掃作業手順書

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、履行期間における「日常清掃作業計画書※1」及び「日常清掃作業手順書※2」を作成し、委託者に提出すること。

### (2) 定期清掃

#### ア 定期清掃作業計画書

受託者は、定期清掃を実施するまでに、履行期間における「定期清掃作業計画書」を作成し、委託者に提出すること。

#### イ 定期清掃実施報告書

受託者は、定期清掃作業計画書に基づき実施した定期清掃について、作業完了後、その実施内容を委託者に報告し、委託者の検査を受けて合格しなければならない。また、この検査が不合格の場合には、再度作業を実施しなければならない。その場合の実施日については、委託者、受託者双方協議の上、決定するものとする。

## 11 業務日誌等の提出

### (1) 日常清掃・定期清掃業務日誌（様式1）

日常清掃業務日誌を業務実施日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、その直後の閉庁日ではない日）までに、定期清掃業務日誌を実施月の翌月5日（当該日が閉庁日の場合は、その直後の閉庁日ではない日）までに提出すること。

### (2) トイレット・ペーパーの補充数量の記載

各月毎に、補充したトイレット・ペーパーの総数を日常・定期清掃業務日誌に記載すること。

## 12 業務完了届の提出

毎月の業務が完了したときは、「業務完了届」（様式2）を翌月の5日（当該日が閉庁日に当たるときは、その直後の閉庁日ではない日）までに提出すること。ただし、3月の業務に係る完了届は3月31日に提出すること。

## 13 提出書類

### (1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。

#### ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面

##### (ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務に直接従事する労働者の把握とともに、その者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、業務の履行開始日の前日までに業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書を提出すること。また、従事する労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

##### (イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記(ア)の「業務受持者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあっては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

##### (ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。

#### イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書を別紙の記載要領に沿って作成し提出すること。

(2) 上記(1)の書面での確認において疑義が生じた場合にあっては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

## 14 業務の服装【I 1.4.3】

受託者は、作業従事者に、常に清潔な作業衣を着用させ、胸部に名札を付けさせること。

## 15 身分証明書【I 1.4.3】

受託者は、常時、清掃員に身分証明書を提携させる。

## 16 環境配慮事項【IV 1.1.12】

環境負荷低減に関する事項を業務従事者に周知し、環境負荷低減に努めること。

## 17 負担の範囲【I 1.1.3】【IV 1.1.2】

- (1) 受託者の負担  
清掃に必要な資機材、洗剤等
- (2) 委託者の負担  
衛生消耗品（水石鹼、トイレットペーパー）

## 18 ごみ等の塵芥処理

清掃業務から排出された作業ごみ等は、当部が用意したごみ袋に集積・一時保管（保管場所は別途指示）し、衛生面に配慮すること。

ごみの搬出については、業務完了届を提出時に白石区土木センターへ持参すること。

## 19 疑義について

本業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、委託者の指示を求め、滞りなく業務を履行すること。

## 20 発注担当

白石区土木部維持管理課管理係（011-864-8125）  
札幌市白石区本通14丁目南5-32

※1 日常清掃作業計画書とは、業務従事者と清掃資機材を効果的に配置するために作成するもので、対象となる作業について、いつ、誰が、どの場所を、どのような方法で行うかを示した作業の工程表となります。その内容は、建築物の用途や建築資材、劣化状況等を考慮したうえで、概ね対象作業（場所、作業概要、作業回数）、作業時間、業務従事者（人数等）が記載されたものとなります。

※2 日常清掃作業手順書とは、誰でも統一的な方法により清掃が行われ、かつ、一定の良好な方法を担保できるよう作成されるもので、対象となる場所について、どの資機材を使用し、どのような方法で行うのかを示した業務従事者の作業マニュアルとなります。その内容は、概ね対象作業項目、作業手順、作業内容、作業回数、使用清掃資機材の種類及び数量、注意事項、最終点検が記載されたものとなります。

## 日常清掃業務（自由通路）

別表1

作業箇所	数量、項目等	作業内容	回数	備考
玄関ホール	318m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	除塵及び部分水拭き	1回/日 (適宜)	1階
//	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分の除塵	1回/日 (適宜)	
通路/EVホール	870m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	除塵及び部分水拭き	1回/日 (適宜)	2階
通路	床以外	吸殻・ごみ収集	1回/日	
通路	床以外	手摺拭き	1回/週	
階段	202m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	除塵及び部分水拭き	1回/日 (適宜)	南側 北側
//	床以外	手摺拭き、窓台除塵及び拭き	1回/週	手摺り・窓台
ES(エスカレーター) 動作部	70m <sup>2</sup>	除塵及び部分水拭き（砂塵除去及デッキボード・手摺ベルト・スカートガード等）【廊下・エレベーターホール適用】	1回/日 (適宜)	南側：1箇所 北側：1箇所
-/-側面	107m <sup>2</sup>	手摺拭き（階段側面の砂塵除去及びパネル・デッキボード・手摺ベルト・スカートガード等）	1回/日 (適宜)	
EV(エレベーター)	2基 (硬質床)	除塵及び部分水拭き（指示があった場合マット交換を行うこと）	1回/日 (適宜)	南側：1基 北側：1基
//	2基 (床以外)	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	1回/日 (適宜)	
多目的トイレ (南側・北側)	17m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	除塵及び全面水拭き	2回/日 (適宜)	
		衛生器具類洗浄 「器具名」 洋大便器・小便器・一般手洗品自動栓・身障者用手洗器・洗面台及び鏡・固定式手摺・可動式手摺・ベビーシートとベビーチェア	2回/日 (適宜)	
		壁面・間切壁、自動ドア扉拭き	2回/日 (適宜)	
		汚物収集（便器が詰まった場合及びトイレ内に汚れが生じた場合の解消作業を含む）	2回/日 (適宜)	
		衛生消耗品補充	2回/日 (適宜)	

作業箇所全般	1, 406m <sup>2</sup>	ごみ運搬、分別、梱包	1回/日 (適宜)	
駅前広場	3, 730m <sup>2</sup> (夏期)	捨い掃き（4月1日から11月30日） ※対象は別添「駅前広場面積」の①及び②部分 【構内通路適用】	1回/週 (105回/3年)	南側 北側
	1, 119m <sup>2</sup> (冬期)	捨い掃き（12月1日から3月31日） ※堆雪により対象面積（「駅前広場面積」の①及び②部分）の30% 【構内通路適用】	1回/週 (52回/3年)	南側 北側

**定期清掃業務 (自由通路)**

別表2

作業箇所	数量等	作業内容説明	回数	項目
玄関ホール	318m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	表面洗浄又は一般床洗浄	2回/年 6回/3年	1階床面部
通路/EVホール	870m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	表面洗浄又は一般床洗浄	2回/年 6回/3年	2階床面部
階段	202m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	表面洗浄又は一般床洗浄	2回/年 6回/3年	南側 北側
ES(エスカレーター) 動作部・側面	70m <sup>2</sup>	表面洗浄又は一般床洗浄【階段適用】	2回/年 6回/3年	階段床部 (動作部)
EV(エレベーター)	2基 (硬質床)	表面洗浄又は一般床洗浄	2回/年 6回/3年	床面部
多目的トイレ (南側・北側)	17m <sup>2</sup> (磁器質タイル)	表面洗浄又は一般床洗浄	2回/年 6回/3年	床面清掃
倉庫・電気室等	273m <sup>2</sup> (コンクリート)	表面洗浄【事務室適用】	1回/月 36回/3年	床面部